

第1章 総則

第1節 目的

この給水装置工事施行指針（以下「施行指針」という。）は、給水装置工事（以下「工事」という。）の設計と施工および管理を適正かつ合理的に行うため、水道法および秋田市水道事業給水条例等の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（解説）

この施行指針において条例等とは、主に次のものをいう。

- 1 「法」
水道法をいう。
- 2 「施行令」
水道法施行令をいう。
- 3 「施行規則」
水道法施行規則をいう。
- 4 「条例」
秋田市水道事業給水条例をいう。
- 5 「施行規程」
秋田市水道事業給水条例施行規程をいう。
- 6 「要綱集」
秋田市上下水道局（以下「局」という。）要綱集をいう。
- 7 「基準省令」
給水装置の構造および材質の基準に関する省令をいう。

第2節 給水装置の定義

給水装置の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 (法第3条第9項) (条例第4条)
- (2) 「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。 (法第3条第11項)
- (3) 給水装置は、分水栓、給水管、止水栓、水道メーター（以下「メーター」という。）、給水栓等をもって構成する。 (施行規程第6条)

（解説）

- 1 「給水管」とは、水道事業者が管理する配水管から各需要者に水を供給するために設けられた管、又は他の給水管から設けられた管をいい、

「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造で接続している弁類等、および有圧のまま給水できる給水管の末端に設けられる給水栓、湯沸器などの給水用具をいう。

ただし、配水管から分岐した給水管に直結していないゴムホース等容易に取外し可能な用具は直結する給水用具ではない。また、吐水口空間によって配水管を流れる水との水理的な一体性が失われる、受水槽以下の給水管や給水用具は給水装置ではない。つまり、「給水装置」は、給水システムとして設備された後の給水管や給水用具の総体をいうのであって、工場生産段階の管や用具そのものではない。

- 2 「給水装置の設置又は変更」とは、給水装置を新設、改造および修繕、廃止するための工事全体をいい、1で述べたように工場生産段階の管や用具そのものは給水装置ではなく、製造された給水管や給水用具を用いて現場で行う工事が給水装置工事である。

第3節 適用範囲

この施行指針は、秋田市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が行う工事について適用する。

（法第16条の2第1項）（条例第9条の2第1項）

（解説）

法第16条の2第1項給水装置の構造および材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。条例第9条の2第1項配水管への取付口から水道メーターまでの給水装置に用いようとする給水管および給水用具についてその構造および材質を指定することができる。

第4節 給水装置の種類

給水装置は、次の2種類とする。 （条例第5条）

- （1） 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの。
- （2） 私設消火栓 消防用に使用するもの。

（解説）

- 1 専用給水装置は、一般家庭の世帯数に応じて使用する給水装置又はマンション（アパート含む）、事務所等で使用する給水装置をいう。
- 2 私設消火栓は、消防法により規制されるもので、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。ただし、秋田市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別に認めた場合は、この限りでない。又は消防以外に使用する場合は、管理者が指定する市職員の立会いがなければならない。 （条例第22条第1項、2項）

- 3 私設消火栓の新設は、管理者が特に認めた場合に限り設置することができる。

第5節 工事の種類

工事の種類は新設、改造、修繕、又は撤去の工事である。（条例第9条）

（解説）

工事の種類は、次のとおりとする。

- 1 新設工事とは、水道のない土地又は家屋に新たに給水装置を設置するものである。
- 2 改造工事とは、給水装置の原形を変える給水管および給水用具の変更、増設、改良、布設替を行うものである。
- 3 水洗化工事とは、公共下水道等や浄化槽へ接続するため、便所を水洗にする工事をいう（トイレの手洗い設置含む）。
- 4 臨時工事とは、売店、興業、工事用水、仮設事務所等で臨時的に使用する工事をいう。
- 5 撤去工事とは、給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取外す工事をいう。
- 6 取出し工事とは、給水管を取出しする工事をいう。
- 7 修繕工事とは、給水用具の取替えおよび既設給水装置の破損箇所を修理する工事をいう。ただし、次の場合、給水装置工事の申込みを省略できるものとし、事前に局と協議のうえ、工事完成後に材料基準適合確認書（様式第62号）で報告すること。
 - （1） 1 m程度の給水管の取替え工事
 - （2） 止水栓以降で配管工事が伴わない給水用具の取替え工事
 - ア 止水栓や逆止弁の交換
 - イ 便器、洗浄便座の交換
 - ウ 流し台、洗面台、洗面ユニット、システムキッチンの交換
 - エ 湯沸かし器、給湯器の交換
 - オ 上記以外の軽微なもの
 - （3） 3 m以内のメーター移動工事（管種・管径を変えないこと。）
工事完成後にメーター移動届（様式第1号）および平面図（A3）を提出すること。
- 8 その他とは、消火栓設置工事等である。

第6節 工事費の負担

工事費は、工事申込者の負担とする。

(解説)

工事申込者は、条例第8条（新設等の費用負担）の工事費を負担しなければならない。

注）条例第8条（新設等の費用負担）は、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができるとしている。

第7節 指定給水装置工事事業者制度

工事を行う者は、管理者の指定を受けた工事事業者でなければならない。

(条例第9条の1)

(解説)

1 管理者は、法第16条の2第1項の指定の申請をした者が、法第25条の3で規定する指定の基準に適合していると認めるときは、指定しなければならない。(様式第2号、第3号、第4号)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定工事事業者の施行した工事に係るものでないときは給水停止ができる。

(法第16条の2第3項、条例第38条第1項第2号)

注）条例第38条第1項第2号によれば、給水装置の新設等（給水契約含む）の申込みは管理者の承認を受けなければならない。

3 指定工事事業者でなくても施行できる工事は、法第16条の2第3項および施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更で、単独水栓の取替えおよび補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

第8節 指定工事事業者の事業運営の基準等

1 事業の基準

指定工事事業者は、次に定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(法第25条の8)

(1) 工事ごとに、選任した給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）のうちから、当該工事の職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管への取付口からメーターまでの工事を施工する場合は、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

- (3) あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。
- (4) 主任技術者およびその他の工事に従事する者の技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次の行為を行わないこと。
 - ア 施行指針に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施工した工事ごとに、当該工事に指名した主任技術者に次の記録を作成させ、作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施工の場所
 - ウ 施工完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - オ 竣工図
 - カ 工事に使用した給水管および給水用具に関する事項
 - キ 給水装置の構造・材質が施行令で定める基準適合の確認方法およびその結果
- (7) 秋田市指定給水装置工事事業者研修に関する実施要綱に従い、定期的な研修を受講しなければならない。

注：(1)～(6)は施行規則第36条（事業の運営の基準）

2 違反行為等への処分

指定工事業者に違反行為等があった場合、「秋田市指定給水装置工事事業者の処分に関する要綱」に基づき、厳正な処分を行うことになるため、十分留意しなければならない。

3 変更の届出等

指定工事業者は、指定申請の事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止もしくは再開したときは、管理者に届け出なければならない。

（様式第5号、第6号）（法第25条の7）

4 主任技術者の選任

指定工事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に主任技術者を選任しなければならない。（様式第7号）（施行規則第21条第1項）

5 個人情報の保護

工事の施工に伴う個人情報は、個人情報の保護による法律および個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利・利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

（解説）

- 1 指定工事業者は、施行規則第36条に規定する事業運営の基準に従って事業を行わなければならない。
- 2 配水管への取付口からメーターまでの工事を適切に行う技能を有する者とは、次の(1)～(4)のことをいう。なお、いずれの場合も、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している者。また、

せん孔業務については、第13章第4節の「サドル付分水栓せん孔資格」(P133)に記載する資格を有する者とする。

- (1) 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工。(配管技能者、その他類似の名称のものを含む。)
- (2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士。
- (3) 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者。
- (4) 財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者。

3 指定工事業者が3年間保存しなければならない工事に係る記録については、特に様式の定めはなく、申込書の写しを活用するなど、事務の遂行に最も都合がよい方法で保存すること。

4 指定工事業者は、施行規則第36条に規定する事項に変更があったときは、関係書類を添えて、次の区分により管理者に届け出なければならない。

(施行規則第35条)

(1) 変更の届出は、変更のあった日から30日以内。(様式第5号)

(2) 事業の廃止・休止の届出は、廃止・休止の日から30日以内。

(様式第6号)

(3) 事業の再開の届出は、再開の日から10日以内。(様式第6号)

5 選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。(様式第7号)(施行規則第21条第2項)

6 一事業所の主任技術者が、同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、職務に支障がないときはこの限りでない。

(施行規則第21条第3項)

第9節 主任技術者の職務と役割

1 主任技術者の職務

主任技術者は、次の職務を誠実に行わなければならない。

(法第25条の4第3項)

(1) 工事に関する技術上の管理

(2) 工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 給水装置の構造・材質が施行令第6条に適合していることの確認

(法第16条)

(4) その他厚生労働省令で定める職務。

2 工事従事者の職務

工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。(法第25条の4第4項)

(解説)

- 1 本文1の(3)の給水装置の構造・材質は、施行令第6条に適合するものとし、次の各号に掲げるとおりである。
 - (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
 - (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
 - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置が講じられていること。
- 2 本文1の(4)のその他厚生労働省令で定める職務とは、管理者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うことである。(施行規則第23条)
 - (1) 配水管から分岐する工事をする場合は、配水管の布設位置の確認に関する連絡調整
 - (2) (1)の工事および配水管への取付口からメーターまでの工事を施工する場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - (3) 工事を完了した旨の連絡(施行規則第13条の軽微な変更を除く)
- 3 主任技術者は、構造・材質基準に適合し、かつ、申込者が望む工事を完成させるため工事現場の状況、工事内容に応じて必要となる工種およびその技術的な難易度、関係行政機関等との間の調整と手続き等を熟知していなければならない。
- 4 主任技術者は、配管工等工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークとの相互信頼関係の要とならなければならない。

第10節 管理

給水装置の管理は、所有者および使用者(以下「所有者等」という。)が行わなければならない。(条例第23条、条例第24条)

(解説)

給水装置は、所有者等が自らの費用により設置したもので、その管理責任は所有者等にあり、条例第23条(水道使用者等の管理責任)および第24条(メーターの保管)を遵守しなければならない。